

いよいよ21世紀である。冬季の富士山は格別である。朝須走の官舎から起き掛けに眺める富士は午前7時前には紅富士と化し、高貴秀麗な姿を見せてくれる。今年は例年になく雪が少なく、紅の染まり方も今一のような感じであったが、昨夜来(13/1/7)の雪は一気に富士学校近くまで降りてきた。明日よりの紅富士が楽しみである。

さて、富士山は御神体であり、神様を巡っての争いがあり得ることは認め難いのであるが、その争いについて調べてみた。小山町史を読んでいて、或いはある方から、「富士山の財産関係を調べてみると面白いですよ」と言われたこともあり、気にはなっていたであった。小生のメル友から2000/8/24付の読売夕刊の記事を知っていますかと言うことで、「富士山頂は静岡？山梨？」という新聞記事が添付ファイルとして送られてきた。これに触発されて以下を書いている次第である。

1 読売夕刊の概要紹介

標高3776メートルの秀峰・富士山。国土地理院発行の地形図を見ても、東西に延びる山梨・静岡県境が、山頂付近から東麓(とうろく)の小富士(1906^米)にかけて途切れている。「境界未定のところに線は引けませんから」と同院。

富士山頂は県境が定まっていない。なぜ県境が決まらないのでしょうか。「・・・、また、境界を定めると権益もはっきりして争いになりやすい。江戸時代にも、甲斐と駿河の間で頂上はどちらのものかという論争があり、幕府が裁定に乗り出した・・・」

同院によると、都道府県境が未画定の所は、富士山頂を含めて全国で二十か所もある。境界未画定で困った事態も起きている。

富士山をご神体とする「富士山本宮浅間大社」と国は、八合目以上の土地の所有権を争っていたが、最高裁は1974年、大半を大社の所有地(境内地)と認めた。大蔵省国有財産審査課は「出来るだけ早く浅間大社に土地を譲渡したい」としているが、県境が未画定で払い下げる土地の地籍や面積が確定しないため登記が出来ず、今も国が所有したままである。警察は、静岡県警 御殿場署と富士宮署、山梨県警富士吉田署が、登山道などを目安にして山麓をほぼ三等分して受け持っている。山頂北東部(山梨県富士吉田市と静岡県小山町部分)の山小屋では小山町側に固定資産税を納めている。山頂南西部(山梨県鳴沢村と静岡県富士宮市部分)の気象庁富士山測候所の住所は「富士宮市富士山頂剣ヶ峰」である。

2 元禄の争論

元禄16年(1703)富士山の参詣者の散銭や山小屋経営などを巡って、須走村は富士浅間神社本宮に対して訴訟を起し、幕府の寺社奉行に自らの権利を主張した。

論点は①富士本宮が新たに吉田村の者に薬師嶽に小屋掛けを認めたのは須走村の権利を大いに損なうものであり、認められない。②富士山頂薬師嶽の薬師堂を富士本宮が造立したが、本尊の薬師仏の入仏は須走が入仏神拝したにも拘わらず、富士本宮が入仏を勧めると裏書きしたことは既得権を侵している。③内院と呼ばれた頂上噴火口内の散銭取得に関し、従来の慣行を無視して富士本宮が2番拾いの粒銭まで取得している。従来の慣行に戻すべきである。 の3点である。

正式な吟味ではなく、内済という所謂示談が成立した。①は、他所の者には掛けさせない ②はこれまで通り薬師堂入仏は須走村が勤めること③本宮手代が拾い上げた惣高の6割を本宮の修理料、4割を須走全体の取り分、手代下山後の2番拾いは全て須走取得とした。何れも須走の主張が認められ、須走側の全面勝訴（町史7巻 486p）と呼べるものであった。

3 再び富士本宮と争論

安永元年の9合目の行倒人の処置を巡って、須走村は、富士山の8合目より頂上までは同村の支配するところであるとして、小田原藩を通じて幕府に訴えた。同じく、本宮側もを同様の訴えを寺社奉行に為し、更に甲州郡上吉田村（現富士吉田市）と富士本宮の支配地域を確定する争論も重なったことから、幕府勘定奉行の吟味も必要となり、安永8年まで持ち越された長期裁判（現代の日本の裁判と同じ？）となった。裁許の結果は①八合目より上は富士浅間神社本宮持ちとする。②行倒死人の処置（筆者略）③薬師堂の開帳並びに扉の封印は須走浅間神社これに当たり、・・・ ①内院散銭の配分は元禄年間内済の通りである。

4 国と富士浅間神社本宮との土地所有権を巡る裁判については未掌握

（何方か御教授願いたい）

（参考：小山町史）